



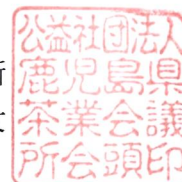
鹿茶会議所発第 43 号

令和 6 年 7 月 17 日

鹿児島県茶生産協会長 殿

公益社団法人鹿児島県茶業会議所

会頭 柚木弘文



かごしま標章茶の審査会開催について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

かねてから本会議所の事業推進につきましては、格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、みだしの「かごしま標章茶審査会」を令和 6 年 9 月 12 日（木）に開催を予定しております。

つきましては、「かごしま標章茶」新規指定希望会社・団体への申請手続きについて通知くださるようお願いいたします。

記

1. 審査会開催日 令和 6 年 9 月 12 日（木） 午前 9 時 00 分～
2. 審査会会場 かごしま茶流通センター
3. 申請先 (公社) 鹿児島県茶業会議所
〒891-0122 鹿児島市南栄 3 丁目 1 2 番
TEL : 099-267-6063 FAX : 099-267-6957
4. 申請書提出期限 令和 6 年 9 月 5 日（木）必着
5. 申請手続き (新規申請のみ)

「かごしま標章茶指定申請書」（別途添付）に商品見本（100 g × 1）を添えて申請してください。

なお、販売価格 500 円（消費税抜）未満につきましては、審査対象外となっておりますので御了承ください。

別記様式2

年 月 日

公益社団法人鹿児島県茶業会議所 会頭 殿

住 所
会社名
代表者
連絡先
(担当者:)

印

かごしま標章茶指定申請書

かごしま標章茶推進規則2の規定により、かごしま標章茶として指定くださるよう、関係書類及び見本茶を添えて申請します。

<関係書類>

かごしま標章茶申請品目及び販売計画書

申請者

1 販売品目及び販売計画 (年間)

銘柄名	価格(税抜)	グラム数	年間販売本数

2 販売先

銘柄名	都道府県名

かごしま標章茶審査要領

- 1 申請のあったかごしま標章茶は、この要領によって審査を行うものとする。
- 2 かごしま標章茶の規格基準見本は審査員の合意によって、定める。
- 3 かごしま標章茶の指定を申請しようとするものは、茶業会議所に標章茶指定申請書（別記様式 1）によって申込みするものとし、審査見本は1点につき100gを提出するものとする。
- 4 かごしま標章茶の審査は、審査員の合意によって判定する。申請者は、審査の判定に異議を申し立てることはできない。
- 5 かごしま標章茶の審査は、7のかごしま標章茶審査基準に基づき比較審査を行い、規格基準見本に対して合計得点が80点以上のものを合格品とする。
- 6 茶業会議所は、必要に応じ審査合格見本茶と現荷の照合のため、抜き取り審査をすることができる。
- 7 かごしま標章茶審査基準は次のとおりとする。

(1) 規格基準

区分	基準	点数
外観	若芽が丸く、細くよれて、よく伸び、形が揃ってきれいなもの。鮮緑色で、つやがあり、揃ったもの。	20
水色	やや淡黄色、透明で深みがあり、きれいなもの。	20
香気	高いみる芽香、新鮮香があり、芳香または、清香の高いもの。	30
滋味	濃厚なうま味と、爽快感があるもの。	30
合計		100

(2) 審査方法

- ア 品質鑑定は、審査員の官能審査とする。
- イ 内質の審査は次の方法により行う。
 - ①水色・香気・味の1点1回の試料茶量目は3gとする。
 - ②浸出は熱湯侵出とし、水色および味の浸出時間は3分間とする。